

保存版

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階

印鑑（法人実印・銀行印など） ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 印鑑（法人実印・銀行印・会社印など）について

事例) 法人実印（代表者印・丸印）について教えてください。

解説) 法人の実印である代表者印は、法人・団体が法務局へ会社設立登記を行う際に登録した印鑑、つまり法人・団体としての実印のことを指します。印鑑証明は法務局が発行します。「代表者印」「丸印」とも呼ばれます。

一般的な代表印の印面 外枠には「会社名」または「屋号」が入ります。



例：「株式会社〇〇」など

内枠には「役職名」が入ります。

例：株式会社の場合は主に「代表取締役印」など

個人事業主や任意団体の場合は主に「代表者印」など

契約書などは、捺印されていなくても自筆でのサイン（署名）することによって成立しますので、原則として法律上問題ありませんが、その会社が正式に作成したものであることの証明として、丸印（代表者印）を捺印するのが一般的です。

事例) 法人銀行印について教えてください。

解説) 銀行に届ける会社の印鑑。会社が預金の支払いや手形・小切手に押印するために使われるものです。

事例) 社印（角印）について教えてください。

解説) 会社の契約書、見積書、領収書など日常業務で、対外的に発行する書類を正式に認めた証明として押印するものです。

社印は、角印とも呼ばれ会社の認印にあたります。契約書、見積書、領収書など、確認する為の印として使用されます。



通常、「〇〇株式会社之印」など会社名が入っているのが一般的です。

社印だけでは、公文書として使用する際、認められないこともありますので、重要な契約書等には、代表者印と合わせ捺印します。

参照：ハンコヤドットコム <https://www.hankoya.com/untiku/daihyou.html>

なお、弊事務所から役所に提出する書類に押印をお願いする際には、「会社代表者印をご捺印ください」とご案内いたしますが、「会社名」と「役職名」が入っていれば、法人実印でなくても問題ございません。

例えば、弊事務所の場合は、印鑑を4種類（①法人実印〈丸印〉②法人銀行印〈丸印〉③法人認印〈丸印〉④社印〈各印〉）用意しており、役所に提出する書類は③法人認印〈丸印〉を押印しております。ご参考いただければ幸いです。